

平成24年度介護報酬改定案

(介護予防) 小規模 多機能型居宅介護

説明資料

平成24年3月 新潟県 高齢福祉保健課

平成24年度介護報酬・基準の改定内容

①介護報酬関係

<(介護予防)小規模多機能型居宅介護>

目的	算定要件	改正後の加算・単価等 ◆=新規、◇=一部修正	留意点	告示、 通知等	体制届
在宅サービス基盤の充実化	●事業開始後1年未満の事業所であって、算定月までの間、登録者数が登録定員の100分の70に満たないこと	◇事業開始時支援加算 (改正前) 事業開始時支援加算(Ⅰ) 500単位/月 事業開始時支援加算(Ⅱ) 300単位/月 ↓ (改正後) 事業開始時支援加算 500単位/月	●平成27年3月31日までの時限措置	1(5)H18告示126 P172 1(6)H18告示128 P199 2(4)H18通知 0331005等 P484	—
		◆同一建物に居住する利用者の減算【新規】については、「サービス共通事項」に記載のとおり			
		◆介護職員処遇改善加算【新規】については、「サービス共通事項」に記載のとおり			

②人員基準関係

<(介護予防)小規模多機能型居宅介護>

目的	内容	改正(変更)点	留意点	省令、通知等
効率的な運営の確保	管理者の人員基準	<p>(改正前)</p> <p>●管理者は事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務、又は併設する認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護療養型医療施設の職務に従事することができる。</p> <p>↓</p> <p>(改正後)</p> <p>●管理者は事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務、又は併設する認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護療養型医療施設の職務、若しくは同一敷地内の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</p>		1(13)H18省令34 P285 1(14)H18省令36 P307 2(9)H18通知 0331004等 P581
要件の見直し	管理者の人員基準	<p>(改正前)</p> <p>●管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験が必要</p> <p>↓</p> <p>(改正後)</p> <p>●管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所、<u>小規模多機能型居宅介護事業所</u>、複合型サービス事業所の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験が必要</p>		1(13)H18省令34 P285 1(14)H18省令36 P307～P308 2(9)H18通知 0331004等 P581
要件の見直し	代表者の人員基準	<p>(改正前)</p> <p>●代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所の従業者又は訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験等が必要</p> <p>↓</p> <p>(改正後)</p> <p>●代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所、<u>小規模多機能型居宅介護事業所</u>、複合型サービス事業所の従業者又は訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験等が必要</p>		1(13)H18省令34 P286 1(14)H18省令36 P308 2(9)H18通知 0331004等 P582
地域との連携等の強化	運営に関する基準	<p>(新設)</p> <p>●事業者は、事業所と同一の建物に居住する利用者に対して小規模多機能型居宅介護を提供する場合は、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めるものとする。</p>	●地域の実情に応じて市町村が条例を定める場合や、地域密着型サービス運営委員会等の意見を踏まえて指定の際に条件を付す場合において、例えば、事業所の利用者のうち、一定割合以上を当該集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならぬ等の規定を定めることは差し支えない。	1(13)H18省令34 P287 1(14)H18省令36 P309 2(9)H18通知 0331004等 P583
		◆サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所【新規】については、「別紙」に記載のとおり		

サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所について

サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所（以下「サテライト型事業所」という。）の設置が可能となった。

（事業所の実施要件）

- 事業者は、介護保険法に規定する事業その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の実績が必要。
 - ※ 小規模多機能型居宅介護以外の事業の実績についても当該実績に算入できる。
 - ※ 「3年以上の実績」については、当該指定日において満たしている必要があり、休止等、事業を運営していない期間は除いて計算すること。

- 本体事業所は、小規模多機能型居宅介護事業所又は複合型サービス事業所であって、サテライト型事業所に対する支援機能を有する事業所である必要がある。
 - ※ 「支援機能を有する事業所」については、本体事業所が次のいずれかに該当することを指す。
 - 事業開始以降1年以上の実績を有すること。
 - 本体事業所の登録者数が、定められた登録定員の70%を超えたことがあること。

- サテライト型事業所は、本体事業所との密接な連携を確保し、運営するため、次に掲げる要件のいずれも満たす必要がある。
 - 本体事業所とサテライト型事業所の距離は近距離（自動車ですべて約20分以内）であること。
 - 1つの本体事業所につきサテライト型事業所は2箇所までとすること。

- 本体事業所とサテライト型事業所は同一の日常生活圏域内であることが望ましいが、隣接する市町村にある小規模多機能型居宅介護事業所を本体とすることも差し支えない。

- 市町村長は、サテライト型事業所の指定に当たっては、あらかじめ市町村に設置される地域密着型サービス運営委員会等の意見を聴き、必要があると認められる場合は、指定の際に条件を付す等により、事業の適正な運営に当たっての措置を講ずること。

(人員基準・登録定員)

	サテライト型事業所	留意点	省令、 通知等
日中 (通い)	常勤換算方法で通いサービス利用者3人に対して、介護従業者1名以上を配置		1(13)H18省令34P283 1(14)H18省令36P305 2(9)H18通知0331004等 P578～P579
日中 (訪問)	常勤換算方法で介護従業者1名以上を配置 ※本体事業所の職員によりサテライト型事業所の登録者の処遇が適切に行われる場合は、1名以上の配置で足りる		1(13)H18省令34 P283～P284 1(14)H18省令36 P305～P306 2(9)H18通知0331004等 P579
夜間 (夜勤職員)	夜間及び深夜の時間帯を通じて介護従業者1名以上を配置		1(13)H18省令34P284 1(14)H18省令36P306 2(9)H18通知0331004等 P578～P579
夜間 (宿直職員)	夜間及び深夜の時間帯を通じて介護従業者1名以上を配置 ※本体事業所の宿直職員がサテライト型事業所の登録者からの訪問サービスの要請に適切に対応できる場合は不要		1(13)H18省令34 P284～P285 1(14)H18省令36 P306～P307 2(9)H18通知0331004等 P578～P580
看護職員	介護従業者のうち看護師又は准看護師1名以上を配置 ※本体事業所の看護師又は准看護師によりサテライト型事業所の登録者に対する健康管理等が適切に行われる場合は不要		1(13)H18省令34P285 1(14)H18省令36P307 2(9)H18通知0331004等 P579
介護支援 専門員	配置が必要 ※本体事業所の介護支援専門員により、サテライト型事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われる場合、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する厚生労働大臣が定める研修を修了している者の配置が可能	【研修修了者の配置】 ●「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を修了していること ●居宅サービス計画の作成及び当該介護の利用に関する市町村への届出の代行は、本体事業所の介護支援専門員が行うこと ●平成25年3月31日までの間は、平成25年3月31日までに当該研修を修了予定の者でよい	1(13)H18省令34 P285 1(14)H18省令36 P307 2(9)H18通知0331004等 P580～P581
管理者	専従かつ常勤で配置 ※事業所の管理上支障がない場合は、本体事業所の管理者が兼務可能	【管理者の兼務】 ●本体事業所が複合型サービス事業所である場合、当該事業所の管理者が保健師又は看護師であるときは、当該保健師又は看護師は「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了している必要がある ●平成25年3月31日までの間は、本体事業所である複合型サービス事業所の管理者であって、平成25年3月31日までに「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了する予定の者を、サテライト型事業所の管理者として充てることは差し支えない	1(13)H18省令34 P285 1(14)H18省令36 P307 2(9)H18通知0331004等 P581
登録定員	18人以下		1(13)H18省令34P286 1(14)H18省令36P308 2(9)H18通知0331004等 P582
通いサービスの 利用定員	登録定員の1/2から12人		1(13)H18省令34P286 1(14)H18省令36P308 2(9)H18通知0331004等 P582
宿泊サービスの 利用定員	通いサービスの利用定員の1/3から6人		1(13)H18省令34P286 1(14)H18省令36P308 2(9)H18通知0331004等 P582

(その他の留意事項)

<訪問サービス>

- 本体事業所とサテライト型事業所における訪問サービスは一体的に提供することが可能であり、本体事業所の介護従業者はサテライト型事業所の登録者に対し、サテライト型事業所の介護従業者は本体事業所及び他のサテライト型事業所の登録者に対し、それぞれ訪問サービスを提供することができる。

(1(13)H18 省令 34 P 283～284、1(14)H18 省令 36 P 305～306、2(9)H18 通知 0331004 等 P 579)

<宿泊サービス>

- サテライト型事業所の登録者の処遇に支障がない場合は、本体事業所において宿泊サービスを提供することができる。

※ サテライト型事業所の登録者に対して本体事業所の宿泊サービスを提供する場合、本体事業所との行事等の共同実施や、本体事業所の介護従業者による訪問サービスの提供により、本体事業所の介護従業者とのなじみの関係の構築を行うよう努めること。

※ 本体事業所の登録者はサテライト型事業所の宿泊サービスを受けることはできない。

(1(13)H18 省令 34 P 284、1(14)H18 省令 36 P 306、2(9)H18 通知 0331004 等 P 580)

<代表者>

- サテライト型事業所の代表者は、本体事業所の代表者であることが望ましい。

※ 本体事業所が複合型サービス事業所である場合で、当該本体事業所の代表者が保健師又は看護師であり、「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了していないときは、当該代表者と別の当該研修の修了者をサテライト型事業所の代表者とする必要がある。

※ 平成 25 年 3 月 31 日までの間は、本体事業所である複合型サービス事業所の代表者であって、平成 25 年 3 月 31 日までに「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了する予定の者を、サテライト型事業所の代表者として差し支えない。

(2(9)H18 通知 0331004 等 P 582)

介護報酬改定資料 ～小規模多機能型居宅介護に係る告示・通知（抜粋）～

※ ページは、H24.2.23 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議
別冊資料のページ

ページ

- | | |
|--|--|
| (1) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(平成 18 年厚生労働省告示第 126 号) | … P 171～ P 173 |
| (2) 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(平成 18 年厚生労働省告示第 128 号) | … P 198～ P 200 |
| (3) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成 18 年厚生労働省令第 34 号) | … P 283～ P 288
準用 P 262～ P 265
準用 P 267
準用 P 269～ P 270 |
| (4) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
(平成 18 年厚生労働省令第 36 号) | … P 305～ P 309 |
| (5) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
(平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号 老振発第 0331005 号
老老発第 0331018 号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、
老人保健課長連名通知) | … P 483～ P 484
準用 P 474～ P 475
準用 P 477、 P 482 |
| (6) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
(平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号 老振発第 0331004 号
老老発第 0331017 号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、
老人保健課長連名通知) | … P 578～ P 584
P 594～ P 595
準用 P 554～ P 557
準用 P 560～ P 564 |

当該資料は、平成 24 年 2 月 23 日時点での厚生労働省案を抜粋して作成したものであり、改正後の省令、関係通知により変更がある場合がありますので、ご留意下さい。